解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

沖縄県那覇市字国場五四一番地南星荘一〇一号

有限会社高宮商店

清算人　宜寿次政博

解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十三年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学法学部内

特例財団法人国家学会

代表清算人　北岡　伸一

解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十三年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学法学部内

特例財団法人法学協会

代表清算人　山下　友信

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

東京都日野市旭が丘四丁目七番一二七号

ＧＥヘルスケア・ジャパン企業年金基金

清算人　吉住　陽之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月二日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番二号

港南台うぐいす住宅マンション建替組合

代表清算人　白神　武男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年九月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

新潟県長岡市今朝白二丁目七番二五号

長岡市長倉農住組合

代表清算人　鈴木　金次

解散公告（第三回）

当法人は、医療法施行令第五十五条第三項により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

石川県金沢市常盤町二〇番地一

医療法人まんまる

清算人　上川　吉彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

広島市中区東平塚町一〇番一〇号

財団法人中国自転車会館

代表清算人　島田　圭造

第三十三期決算公告

平成二十三年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、八七八、六九三
固定資産	二、八二一、七八七
合計	四、七〇〇、四八〇

負債及び純資産の部

流動負債	四、五四一、七四八
固定負債	一八、〇〇〇
利益剰余金	四、五二三、七四八
その他利益剰余金	（七三、五五七）
（当期純利益）	
合計	四、七〇〇、四八〇

平成二十三年十月三十一日

愛知県半田市中午町六八番地

株式会社港食品

第四十七期決算公告

平成二十三年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、五七三、四七五
固定資産	一、四三六、五九三
合計	三、〇一〇、〇六八

負債及び純資産の部

流動負債	七三七、〇三二
固定負債	五一三、三九〇
株主資本	一、七五九、六四六
資本金	六〇、〇〇〇
資本剰余金	一、五七一、七五五
資本準備金	一二七、八九一
利益剰余金	三、四四八
利益準備金	一二四、四四三
その他利益剰余金	（一四、三三八）
（当期純損失）	
合計	三、〇一〇、〇六八

平成二十三年十月三十一日

愛知県半田市東本町二丁目二四番地

中埜酒造株式会社

配当公告

和歌山県和歌山市禰宜九六六番地

破産者　楠本　卓司

右の者に対する和歌山地方裁判所平成二十一年（フ第一一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、五一二、〇五〇、七五〇円

一、配当することのできる金額

金二、三四七、三四五円

平成二十三年十月三十一日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

破産管財人　弁護士　阪本　康文